

広島県告示第九百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
秋丸地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
福山市		神辺町		川北		秋丸前	秋丸	一六七八番三	標柱一号		
						七二五六番一	標柱二号				
						七二四六番四	標柱三号、四号、五号、六号、七号及び八号				
						七二四六番一	標柱九号				
						七二三九番二	標柱一〇号				
						七一四三番	標柱一一号				
			秋丸前			一六九九番一	標柱一二号				
						一六九二番三 地先水路敷	標柱一三号				
						一六九二番一 地先水路敷	標柱一四号及び一五号				
						一六九〇番三	標柱一六号				
						一六八八番一 地先里道敷	標柱一七号				
						一六八七番一 地先里道敷	標柱一八号				
						一六八二番一	標柱一九号				

一六八〇番一
地先市
道敷

標柱二〇号